

平成26年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成26年 3月 5日

閉 会 平成26年 3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月5日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	山谷美代子君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
教 育 課 長	坂本勝教君
産 業 振 興 課 長	坂本勲君
建 設 課 長	柿崎真人君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大川誠治君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番	坂 本 豊 君
5 番	久 慈 省 悟 君

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 施政方針・行政報告
- 第 5 議案の上程

議案第 1 号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案

議案第 3 号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 4 号 蓬田村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案

議案第 5 号 蓬田村公民館の設置及び管理日本に関する条例の一部を改正する
条例案

議案第 6 号 蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案

議案第 7 号 蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案第 8 号 蓬田村青少年問題協議会設置条例の制定について

議案第 9 号 蓬田村道路線の認定の件

議案第 10 号 平成 25 年度蓬田村一般会計補正予算（第 11 号）案

議案第 11 号 平成 25 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
案

議案第 12 号 平成 25 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案

議案第 13 号 平成 26 年度蓬田村一般会計予算案

- 議案第14号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第15号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第16号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第17号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第18号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 議案第19号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第20号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 議案第21号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第6 議案第1号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第7 議案第02号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案
- 第8 議案第3号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第4号 蓬田村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第5号 蓬田村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例案
- 第11 議案第6号 蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第7号 蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第8号 蓬田村青少年問題協議会設置条例の制定について
- 第14 議案第9号 蓬田村道路線の認定の件
- 第15 議案第21号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第13号 平成26年度蓬田村一般会計補正予算案
- 第17 議案第14号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第18 議案第15号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第19 議案第16号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第20 議案第17号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第21 議案第18号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第22 議案第19号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第23 請願第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成26年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番坂本 豊君、5番久慈省悟君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月10日までの6日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月10日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月4日に行われた出納検査の結果、資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書と、陳情第1号日本政府に「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書の採択を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成26年蓬田村議会第1回定例会が開催され、平成26年度予算案及び関係諸議案を提案するに当たりまして村政運営に関する施政方針を述べさせていただきます。

私が平成25年、昨年11月9日に村長に就任して以来、3月8日でちょうど4カ月になります。敬愛する蓬田村民各位からのご信託をいただき、村長として、その任に4カ月間当たってきました。村の現状を、今よりも少しでも向上させたいという気持ちとともに当面する緊急の課題を早期に解決するために努力しているところでございます。与えられた責任の重さを、今さらながらに感じ、身が引き締まる思いをいたしております。

ただ、村政を運営し、課題を解決し、そして発展させることは私ひとりで到底できるものではございません。村議会と村長は車の両輪にたとえられるような関係にございまして、ともに考え、ともに議論し、村民の声を村政に反映すべく努力していくべきものと考えております。村議会並びに村民各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

さて、村を取り巻く環境について少し述べさせていただきます。

まず、日本経済の動向についてでございますが、アベノミクスという経済対策によりまして景気が上向きとなり、デフレ脱却が実感できるようになったとマスコミは報じております。また、2020年には東京オリンピックが開催されることが決まりまして、今後日本経済が上方へ押し上げられるということが期待されるとも報じられております。これまでもこのような中央発展の経済活性化が行われておりますが、本村を含む東青地域経済圏に波及するには1年や2年がかかり、これまでも実感を伴ってこないというのが現状でございます。

次に、本村の現状について述べさせていただきます。

各種行政課題にこれまでも対応して努力したところではございますが、少子高齢化の波はとどまることを知りません。そのため人口は逡減を続け、地域コミュニティの維持さえも困難になるのではないかと危惧しております。このためにどんな対策が必要なの

かをこれまで以上に真剣に、そして実効力ある政策を考える時でございます。一例を申し上げますれば、若者の就労支援、子育て支援などでございます。

さらには、国の借金が1,000兆円以上になったということから国の財政運営に不安を覚える昨今でございます。このようなことから、国は地方に対して歳出削減をしていくことが予想されます。私が掲げる「夢と希望あふれるあずましい村づくり」と国の財政逼迫、そして村の財政逼迫はパラドックス、逆説でございます。どのようにするかは「選択」と「集中」というキーワードにより地道に実行するしかないというふうを考えております。

このような情勢にあっても、これまで「一村自立」を掲げ、頑張ってきた村民の皆様にご敬意を表するとともに、今後も村発展にご協力をお願いする次第であります。

次から申し述べます政策につきましては、既に平成25年12月定例会において述べさせてもらいました施政方針と重複する部分がございますが、平成26年度に実施すべき政策を、あえて述べさせていただきます。

第1に、地域活性化についてでございます。

根本的には本村では第1次産業の振興発展が地域を活性化するための第一条件でございます。ところがご承知のとおり「新しい農業・農村」という国の農政の転換が先ごろ打ち出されております。内容については省略いたしますが、この新しい国策によって本村農業は他の市町村と同様に新しい農業ビジョンをつくらなければ生きていけないと感じております。すなわち転作補助金の削減、中小農業から大規模農業へ、また転作作物の転換を迫られてくるわけであり、これらの政策変更が蓬田村の農業に与える影響を勘案して農家の皆さんと集落営農や法人化について今後検討している内容を早急にまとめる必要があります。

次に、漁業に関してですが、ホタテ養殖事業を、いかに安定させるかが重要な課題であります。現在ホタテ養殖残滓処理は緊急の課題であり、この処理経費をいかに少なくするかが一つの焦点でございます。当初予算では計上しませんでした、平成26年度の早い時期に予算を計上していかなければならないものと考えております。

また、産業全体が発展するためには6次産業化が必要であると声高に唱えております。しかし、市場経済に参入するというには相当の準備が必要であり、経営の基本的な方針を確立して臨まなければならないものと考えており、関係者・関係機関と十分な話し合いをもたなければいけないと思っております。

第2に、人の活性化についてであります。

地域を活性化するためには、それを実行する人が不可欠であります。現在では村にその役割を果たしてもらっているというのが実情でございます。すなわち補助金や公設民営化方式が主流となっております。地域内にある資本を活性化して誰が地域を活性化させるのが重要な課題であります。平成26年度から新規就農者の支援事業が行われ、平成26年度も継続して行われますが、このほかにも人材育成計画はぜひとも必要なプログラムでございます。関係者・関係機関とも十分話し合いながら実施してまいります。

第3に、生活基盤整備についてあります。

これまで着工してこなかった光通信による情報回線の整備、これについては平成25年度の補正予算に一部予算を計上し、平成26年度の早い時期に補助交付金が決定後に本体ともいえる光ファイバーケーブルの活用ができるよう、事業を進めることとしております。補助採択がおこなわれていることから、現在当初予算には予算計上はしておりません。

また、集落内道路の未整備や排水路についても、集中豪雨等の被害が発生しないよう見直し計画を策定する予定としております。

第4に、住民生活の安心・安全対策についてであります。

保健、医療、介護など広い範囲で国は制度の変更を行うという情報が入ってきておりますが、現在具体的な内容は決定していない状況でございます。また、当初予算では消費税増税に伴う臨時福祉給付金給付事業は計上しておりますが、その他のものについては決定しておりませんので、計上しておりません。その内容が決まり次第、今後対応していく必要がございます。

いずれの変更につきましても、村民皆様の要望、他市町村の対応、これらを参考にしながら実施してまいり所存でございます。

さらに、今後も高齢化が進行していきますので、いつまでも健康で生きがいをもって暮らせる環境をつくっていくことが重要な課題であります。国保財政の安定化のためにも特定健康診査の実施を充実し、健康寿命の延伸を図るような政策を打ち立ててまいりたいと思っております。

また、地域自主防災組織は、県内では本村のみが結成されていない状況でございます。各自治会や関係団体の協議のもと、この結成に努めてまいります。

第5に、教育の充実についてでございます。

学校教育は人生の極めて重要な基礎を築いております。恐らく村民の皆さんも同じだ

と感じているものと思います。そして、学びや、学校は私たちの脳裏に必ずあるものです。学校が地域の皆さんの思い出の場となるようにしたいという願いがあります。このために教育の場と同時に心のふるさととなるような学校整備を推進したいと思っております。

また、地域力を育むような生涯学習を推進するため、新たな方針を立てて推進したいと考えております。

以上、平成26年度の主なる概要について施政方針といたします。

次に、行政報告をさせていただきます。平成25年12月定例会以降の主なる行政報告でございます。

平成25年12月の20日、蓬田村行政懇談会をふるさと総合センターにおいて開催しております。

平成26年1月1日、吉崎 博新教育長が就任し、1月6日初出勤しております。

1月29日、青森県土地改良連合会東青下北支部総会が青森市浅虫温泉で開かれ、これに出席いたしました。

2月の1日、蓬田村消防団出初式を挙行いたしました。

2月16日、蓬田村ふれあい芸能発表会がふるさと総合センターで開催され、出席をいたしました。

2月19日、青森県町村会総会が青森市ラ・プラス青い森で開催され、出席いたしました。

2月の21日、蓬田村表彰式をふるさと総合センターにおいて挙行いたしました。

2月27日、東北農政局意見交換会が青森市リンクステーション青森であり、これに出席をいたしました。

2月の28日、外ヶ浜地区警察友の会の総会があり、外ヶ浜町ダイヤモンドホールK I D Oに出席をいたしました。

3月2日、青森北高校今別校舎卒業式があり、今別町今別校舎に出席をいたしました。

3月3日、青森県国民健康保険連合会総会が開催され、青森市ラ・プラス青い森に出席をいたしました。

以上、行政報告を終わります。以上でございます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第6 議案の上程

○議長（木村 修君） 日程第6、議案の上程。

今期定例会に提出されております議案21件を、一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成26年蓬田村議会第1回定例会の開催に当たり、提案いたしました議案21件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案は、青森地域広域消防事務組合への派遣職員の増員に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、各種委員の費用弁償の支給方法の改正及び委員の追加に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第3号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、青森県屋外広告物条例の改正に伴い蓬田村手数料徴収条例の一部改正が必要となるため提案するものであります。

議案第4号、蓬田村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案、議案第5号、蓬田村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、各委員の委嘱の基準を定める必要性が生じたため提案するものであります。

議案第6号、蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、事業名の変更等があることから条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第7号、蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、消費税率の引き上げに伴い関係条例の一部を変更する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第8号、蓬田村青少年問題協議会設置条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い関係条例を全部改正するため提案するものであります。

議案第9号、蓬田村道路線の認定の件は、道路法第8条第2項の規定により村道の路線を認定するため提案するものであります。

議案第10号、平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案についてご説明を申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税2億1,245万5,000円などを増額し、繰入金3,097万8,000円などを減額しております。次に、歳出の主なるものとして、総務費2億802万7,000円などを増額し、土木費1,988万4,000円などを減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2億6,479万5,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ24億5,006万7,000円となるわけであります。

議案第11号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入では繰入金4,981万6,000円などを増額し、国庫支出金4,780万4,000円を減額しています。歳出では、総務費110万2,000円などを増額しております。

この結果、歳入歳出ともに210万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億77万2,000円となるわけであります。

議案第12号、平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入では支払基金交付金339万円などを増額しており、歳出では保険給付費1,130万円などを増額しております。

この結果、歳入歳出ともに1,193万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億2,735万4,000円となるわけであります。

議案第13号、平成26年度蓬田村一般会計予算案をご説明いたします。

予算総額は20億9,453万8,000円となり、前年度当初比較では4.1%の増額となっております。

歳入の主なるものは、村税2億1,229万2,000円、地方交付税10億9,000万円ちょうどなどであります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費5,543万1,000円、歳出全体に対する構成比は2.6%となっております。総務費3億4,708万8,000円、歳出全体に対する構成比は16.6%となっております。企画費において、第三セクター貸付金3,000万円などを計上しています。民生費5億1,668万3,000円、歳出全体に対する構成比は24.7%となっております。今年度は臨時福祉給付金、子

育て世帯臨時特例給付金を計上しております。衛生費 2 億1,258万3,000円、歳出全体に対する構成比は10.1%となっております。農林水産業費 1 億3,275万7,000円、歳出全体に対する構成比は6.3%となっております。商工費726万9,000円、歳出全体における構成比は0.3%となります。土木費 3 億5,032万円、歳出全体における構成比は16.7%となっております。消防費8,017万9,000円、歳出全体における構成比は3.8%となっております。教育費 1 億6,449万1,000円、歳出全体における構成比は7.9%となっております。主なるものとして、教育総務費では英語指導助手関係費を含む5,370万2,000円などを計上しております。公債費 2 億2,569万1,000円、歳出全体における構成比は10.8%となっております。予備費204万円、歳出全体における構成比は0.1%となっております。

平成26年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。平成26年度も引き続き全庁一丸となって各課、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費については、できる限りの削減を目指しております。そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、議案第14号、平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案ですが、予算総額は3,094万9,000円となり、前年度比較では5.9%の増額となります。

歳入では、給食費負担金1,126万7,000円、一般会計繰入金1,966万2,000円が主なものであります。歳出では、総務費1,968万2,000円、給食費1,126万7,000円となっております。

議案第15号、平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案ですが、予算総額は 4 億 6,819万7,000円となり、前年度比較では0.3%の減額となっております。

歳入の主なるものは、国民健康保険税8,868万5,000円、国庫支出金 1 億4,807万4,000円などであり、歳出の主なるものは、保険給付費 3 億814万円などとなっております。

議案第16号、平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案ですが、予算総額は 1 億 476万7,000円となり、前年度比較では2.1%の増額となっております。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料5,290万4,000円、繰入金5,185万2,000円など
であります。歳出については、総務費1億476万7,000円となっております。

議案第17号、平成26年度蓬田村介護保険特別会計予算案ですが、予算総額は4億720
万8,000円となり、前年度比較では6.4%の増額となっております。

歳入の主なるものは、保険料7,069万4,000円、支払基金交付金1億1,477万2,000円な
どであります。歳出の主なるものは、保険給付費3億7,798万8,000円などとなり
ます。

議案第18号、平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案でございますが、予算総
額は1,987万9,000円となり、前年度予算と同額となっております。

歳出の主なるものは、宅地造成地売払収入1,966万1,000円などあります。歳出につ
いては、一般会計への繰出金1,769万6,000円などとなっております。

議案第19号、平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案ですが、予算総額は
8,957万3,000円となり、前年度比較では2.0%の増額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料1,934万3,000円、繰入金7,007万4,000円
などあります。歳出の主なるものは後期高齢者医療広域連合納付金7,764万1,000円な
どであります。

議案第20号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ
いては、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任つ
いて同意を得るため提案するものであります。

議案第21号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法施行令
の一部改正に伴い蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものでありま
す。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部に
つきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、
ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

日程第6 議案第1号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第6、議案第1号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例
案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第1号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員定数条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、青森地域広域消防事務組合への派遣職員の増員に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

2ページ目、次のページをお開きいただきます。蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例。

蓬田村職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「5人」を「7人」に改める。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今2名増員ということになりましたけれども、現在定数が蓬田村だけでなく、これ2名にふやすという、まず理由をお聞きしたいのですけれども。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 3月31日付で設立当時から蓬田村出身で退職される方が2名ございまして、その2名が3月31日で退職されるので、その2名分を蓬田村採用で派遣するということから2名を増員するというふうなことであります。以上です。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） これは蓬田村の枠で7名ということで、今蟹田の分署がありますけれども、そこ全体では幾ら、何人いるのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 全体の数はわからないのですけれども、3月31日、今年度です、26年の3月31日で退職される方が5名いるそうございまして、蓬田出身の方が2人、あとは旧蟹田、旧平館の方合わせて3人いるということで、枠といいますか、今までの慣例といたしまして出身の町村で一応されるということですのでずっときていたもので、蓬田もそれについては2名ということでございます。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） それじゃ現在の全部の定数と、あと蓬田村出身が何人いるのか。各町村の出身の枠というのを今いいましたけれども、それ幾ら、何人いるのか、人口割ではどのようになっているのか、後で資料を提出お願いします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、各種委員の費用弁償の支給方法の改正及び委員の追加に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員が」の次に「会議の召集に応じ委員会等に参加し、又は」を加え、同条第2項中「第12号」の次に「。以下「職員等の旅費支給条例」という。」を加え、同条第3項を削る。

第4条に次のただし書きを加える。

ただし、職員等の旅費支給条例第15条第2項の適用はないものとする。

別表第1及び別表第2の職名の欄中「行政改革推進委員」の次に「蓬田村補助金等審

議委員会委員」を、「母子保健推進員」の次に「要保護児童対策地域協議会委員」を加える。

別表第2備考中、ただし書きを削る。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今、総務課長に読んでもらいましたけれども、要はどういう意味なのか。費用弁償とか報酬を変えるということですが、金額とかそういうものは一切出でこないの、ちょっとわかりやすく説明していただければと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報酬については、別表1には3,300円と載っております。報酬については、3,300円ということで載っております。費用弁償については1,700円を支給するというふうな内容でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第3号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第3号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、青森県屋外広告物条例の改正に伴い、蓬田村手数料徴収条

例の一部改正が必要となるため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中「青森県屋外広告物条例第6条、第7条第4項又は第7条第5項若しくは第10条第1項」を「青森県屋外広告物条例第6条、第8条第5項又は第8条第6項若しくは第11条第1項」に改める。

これは県知事の許可及び表示等の変更で、今回条例の一部を改正するというふうなことであります。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 蓬田村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第4号蓬田村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 議案第4号、蓬田村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村社会教育委員設置条例の一部を次のように改正するものとします。

提案理由、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要が生じたため提案するものであります。

次のページ、お願いします。

(委嘱の基準)

第2条 委員は次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

この中に、(3)の家庭教育の向上に資する活動を行う者というのが新たに設定されました。このわけで一部改正するというものでございます。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 蓬田村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第10、議案第5号蓬田村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長(坂本勝教君) 議案第5号、蓬田村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由につきましては、前議案と全く同じで中身も同じです。「家庭教育の向上に資する活動を行う者」というものを入れております。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第11、議案第6号、蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐井邦彦君) 議案第6号、蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案。

蓬田村障害者自立支援条例の一部を次のとおり改正いたします。

次のページお開きください。

第2条の(1)から10までのうちで、改正前の(6)意思疎通支援事業派遣事業が削除され、改正前の(8)の意思疎通支援事業が(6)に入り、新たに(8)に手話奉仕員養成研修事業が加わりました。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

た。

日程第12 議案第7号 蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第7号蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第7号、蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案。

次のページお開き願います。

蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

第21条中「105」を「108」に改める。

現行は料金に100分の105を乗じて得た額を徴収するとなっておりますけれども、4月消費税が8%になることに伴い、第21条を整備するものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 蓬田村青少年問題協議会設置条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第8号、蓬田村青少年問題協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 議案第8号、蓬田村青少年問題協議会設置条例の制定について。

蓬田村青少年問題協議会設置条例を次のように定める。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、関係条例の制定を提案するものであります。

次のページお開き願います。

蓬田村青少年問題協議会設置条例（昭和36年蓬田村条例第12号）の全部を改正するものでございます。法律の改正に伴い整備したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 蓬田村道路線の認定の件

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第9号蓬田村道路線の認定の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第9号、蓬田村道路線の認定の件。

道路法第8条第2項の規定により蓬田村道路線を別紙のとおり認定するものといたします。

次のページお開き願います。

路線名6-2-3号線、起点大字瀬辺地字田浦地内、終点大字瀬辺地字田浦地内。

路線名7-1-2号線、起点大字広瀬字坂元地内、終点大字広瀬字坂元地内。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今、担当課長から起点・終点が報告ありました。この住所はどこ部分なのか、お願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 6-2-3号線につきましては、瀬辺地大川目のバイパスのボックスからバイパスまでの側道でございます。それから、7-1-2号線、これにつきましては広瀬高根線のバイパスのボックスからバイパスまでの側道でございます。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今、課長から報告ありましたけれども、アクセス道路の渦巻きの部分と考えるとよろしいですか。（「はい」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第21号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第15、議案第21号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 議案21号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

提案理由としましては、昨年の6月議会において特定継続世帯に対して世帯別平等割の軽減措置を講じる条例改正を提案いたしました。それに伴って旧被扶養者に対する減免の取り扱い要領等が一部変更になっておりましたので、このたび蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となったものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 平成26年度蓬田村一般会計予算案

日程第17 議案第14号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第18 議案第15号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第19 議案第16号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第20 議案第17号 平成26年度蓬田村介護保険事業特別会計予算案

日程第21 議案第18号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第22 議案第19号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（木村 修君） 日程第16、議案第13号平成26年度蓬田村一般会計予算案から日程第22、議案第19号平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの7案を一括議

題といたします。

お諮りいたします。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第19号までの平成26年度各会計予算7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第23 請願第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願

○議長(木村 修君) 日程第23、請願第1号特性秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。この採決は起立により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時40分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員